

農地法第3条の規定による許可申請に要する書類

【許可権者：羽曳野市農業委員会】

(市街化及び調整区域 所有権移転、賃貸借、使用貸借等)

No.	書 類 の 種 類		発行 機関	提出部数		返却
				原本	写し	
1	申請書類一式		市	2		1
2	土地登記事項証明書(全部事項証明書)		法務局	1		
	※登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」の記載された、不動産登記情報を添付することにより、登記事項証明書の提出は省略できます。		財民事務協 会		1	
3	農業委員会会長宛て誓約書		市	1		
4	世帯全員の本籍地記載の住民票(譲受人・被設定人)※事案によっては、戸籍謄本等の必要な場合あり		市	1		
	外国籍の場合 長期在留者及び特別永住者：在留カード又は在留資格認定証明書、特別永住者証明書				1	
5	申請地の位置図(付近見取り図)		申請者		2	
6	申請地及び付近の地番を表示する図面(地籍図)		法務局	1		
7	申請人が法人の場合は、㊦「定款の写し」、㊧「寄付行為の写し」、㊨「登記事項証明書」のうち、いずれか一方(㊨の取扱いはNo.2に準ずる)		㊦定款の写し	法務局	1	
			㊧寄付行為の写し			
			㊨登記事項証明書	申請者	1	
8	市 外 住 民 の 場 合	譲受人(被設定人)の耕作証明書		住所 地 の 農 業 委 員 会	1	
		譲受人(被設定人)住所地から申請地までの経路図		申請者	1	
9	使 用 賃 借 借	使用貸借又は賃貸借に係る契約書の写し		申請者	1	
10	適 農 格 地 所 人 有	組合員名簿又は株主名簿の写し		申請者	1	
		農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社が構成員である場合、構成員が承認会社であることの証明書、その構成員の名簿		申請者	1	
		関連事業者が構成員である場合は、構成員と農地所有適格法人との契約書の写し		申請者	1	
11	代理人が申請する場合	委任状		申請者	1	1
12	小作地の場合	農地法第18条第6項の合意解約を先行して手続きしてください。				

申請 様 式 の 種 類	様式-1	すべての申請者が提出
	様式-2	
	様式-3	※地上権・地役権の権利設定、農協法第10条第2項又は同法第11条の31第1項第1号による農業協同組合・農業協同組合連合会の権利設定、景観整備機構が権利取得する場合は様式2は不要
	様式-4	農地法第3条第3項に該当する使用貸借、賃貸借に限る申請者のみ提出
	様式-5	様式2の不要な者や、農地所有適格法人以外の法人でその者の業務の運営に必要なものとしての権利設定(地方公共団体・医療法人・社会福祉法人・農協等)をする者など、特殊事由による申請者のみ提出とする。
	別紙-1	農地所有適格法人のみ提出
		農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等

注 意 事 項	※通作距離が30km以内で、通作時間が1時間以内とする。	
	※添付書類は、3か月以内のものとする。	
	※申請書への押印は不要ですが、提出時に本人確認させていただきます。	
	ただし、委任状には、委任者(申請者)の署名(または記名)のうえ押印は必要とします。	
	※申請期間は、各月の中旬頃から7日間程度で、毎月窓口にて掲示しています。	
	※No.2の登記情報提供サービス利用の適用条件：不動産登記情報には「10桁の照会番号」「発行年月日」が記載され、番号取得日の翌日から100日間が有効となります。	

問い合わせ先・・・羽曳野市農業委員会事務局 072(958)1111 内線4710・4711